

## 公共施設等運営権の設定について

宮城県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下「公共施設等運営権者」という）に宮城県上工下水一体官民連携運営事業に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定しましたので、同条第3項に基づき、以下のとおり公表します。

### 1 公共施設等の名称

- (1) 大崎広域水道
- (2) 仙南・仙塩広域水道
- (3) 仙塩工業用水道
- (4) 仙台圏工業用水道
- (5) 仙台北部工業用水道
- (6) 仙塩流域下水道
- (7) 阿武隈川下流流域下水道
- (8) 鳴瀬川流域下水道
- (9) 吉田川流域下水道

### 2 公共施設等運営権を設定しようとする者

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（所在地：仙台市青葉区立町二十七番二十一号）

### 3 公共施設等の立地

名 称	立 地
大崎広域水道	大崎市，富谷市，宮城郡松島町，黒川郡大和町，黒川郡大郷町，黒川郡大衡村，加美郡加美町，遠田郡涌谷町及び遠田郡美里町
仙南・仙塩広域水道	仙台市，塩竈市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，富谷市，刈田郡蔵王町，刈田郡七ヶ宿町，柴田郡大河原町，柴田郡村田町，柴田郡柴田町，亘理郡亘理町，亘理郡山元町，宮城郡松島町，宮城郡七ヶ浜町及び宮城郡利府町
仙塩工業用水道	仙台市及び富谷市

仙台圏工業用水道	仙台市及び名取市
仙台北部工業用水道	黒川郡大衡村及び加美郡加美町
仙塩流域下水道	仙台市，塩竈市，多賀城市，宮城郡七ヶ浜町及び宮城郡利府町
阿武隈川下流流域下水道	仙台市，名取市，角田市，岩沼市，刈田郡蔵王町，柴田郡大河原町，柴田郡村田町，柴田郡柴田町，伊具郡丸森町及び亘理郡亘理町
鳴瀬川流域下水道	大崎市及び遠田郡美里町
吉田川流域下水道	黒川郡大和町，黒川郡大郷町及び黒川郡大衡村

#### 4 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

##### (1) 義務事業

- イ 経営に関する業務
- ロ 運営権設定対象施設の維持管理及び改築に係る業務
- ハ 運営権設定対象施設が立地する土地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務
- ニ 関連業務

##### (2) 附帯事業

#### 5 公共施設等運営権の存続期間

(1) 令和3年12月6日から令和24年3月31日まで

(2) (1)にかかわらず，不可抗力の発生その他公共施設等運営権の存続期間の延長を必要とする事由が生じた場合には，県及び公共施設等運営権者が協議の上，合意した日まで存続期間を延長することができる。ただし，その期間は，5年を超えることができない。